

第1編 司法試験紹介

第1章 制度概要

第1節 実施日程

※法務省HP (http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index1.html) を参照しています。

●全体の流れ【例：平成28年司法試験】

願書〆切	試験本番	短答式試験成績発表	最終合格発表
平成27年 12月4日(金)	平成28年 5月11日(水) ～5月15日(日)	平成28年 6月2日(木)16時 正解・足きり点を 法務省HPにて発表	平成28年 9月6日(火)16時 合格者の受験番号を HP及び掲示板で発表

●司法試験本番の日程【平成28年】

試験期日	集合時刻	着席時刻	試験時間	試験科目
5月11日(水) 【1日目】	8:30	9:00	9:30~12:30 (3時間)	論文式試験(選択科目)
		13:30	13:45~15:45 (2時間)	論文式試験(憲法)
		16:15	16:30~18:30 (2時間)	論文式試験(行政法)
5月12日(木) 【2日目】	9:00	9:30	10:00~12:00 (2時間)	論文式試験(民法)
		13:00	13:15~15:15 (2時間)	論文式試験(商法)
		15:45	16:00~18:00 (2時間)	論文式試験(民事訴訟法)
5月13日(金)	休み			
5月14日(土) 【3日目】	8:30	9:00	9:30~11:30 (2時間)	論文式試験(刑法)
		12:30	12:45~14:45 (2時間)	論文式試験(刑事訴訟法)
5月15日(日) 【4日目】	9:00	9:30	10:00~11:15 (1時間15分)	短答式試験(民法)
		11:45	12:00~12:50 (50分)	短答式試験(憲法)
		14:00	14:15~15:50 (50分)	短答式試験(刑法)

チェック!

集合時刻になると、試験会場に入室できます。

チェック!

着席時刻になると、試験監督の説明が始まり、問題・答案用紙・答案構成用紙が配布されます。

チェック!

試験開始後も手を挙げればトイレに行けます。なお、試験開始前でも、問題配布後は試験開始までトイレには行けません。

第2節 科目別配点

チェック!

満点の40%を下回る科目が1科目でもあれば、それだけで不合格となります。

チェック!

①満点の25%を下回る科目が1科目でもあれば、それだけで不合格となります。
②短答式試験で、不合格(足きり)となった場合、論文式試験の採点はなされません。

短答式試験 175点満点

憲法 (50点)	民法 (75点)	刑法 (50点)
-------------	-------------	-------------

論文式試験 800点満点

公法系科目 (200点)	民事系科目 (300点)	刑事系科目 (200点)	選択科目 (100点)
-----------------	-----------------	-----------------	----------------

× 1.75

短答 175点満点

比率

①

論文 1400点満点

⑧

:

総合 1575点満点

チェック!

平成18年～平成27年までの段階では、765点～785点くらい(受験者上位25%～22%程度)が合格点に設定されています。※平成27年度は835点が合格最低点になっている。もっとも受験者上位23%程度が合格しているので、合格者層に変動はない。

第3節 合格率の推移

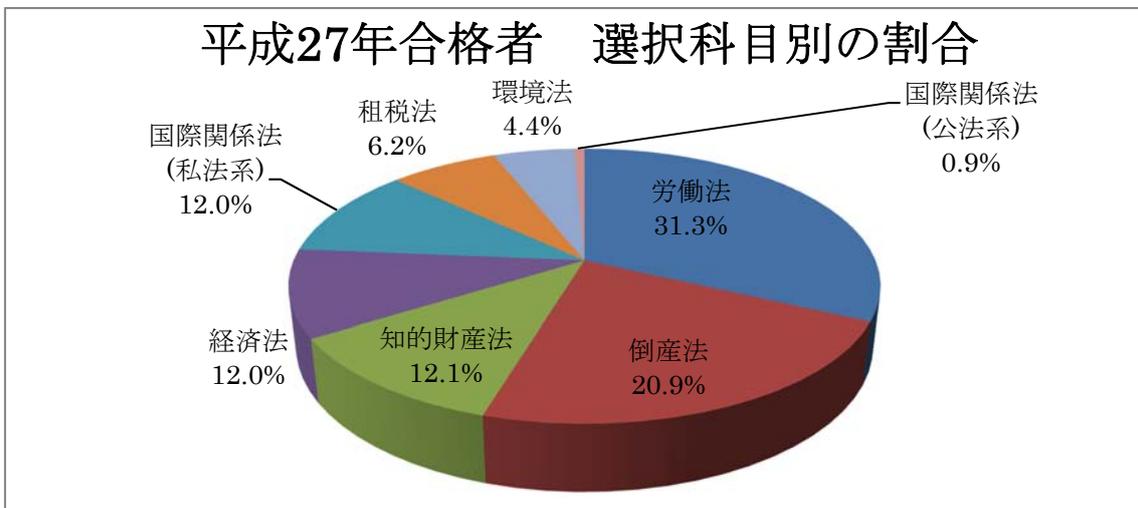
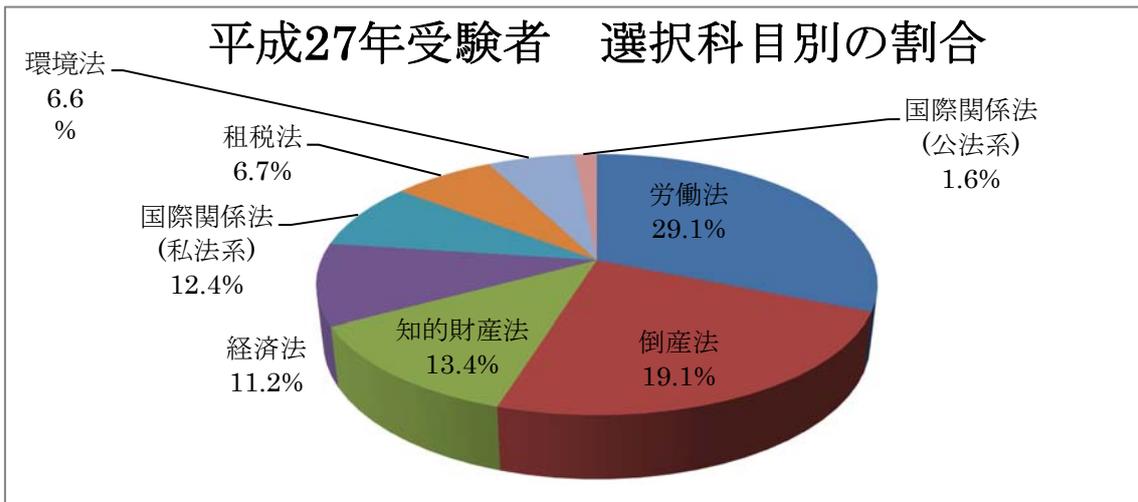
	受験者数	短答合格者	短答合格率	最終合格者	最終合格率
平成18年	2,091	1,684	80.54%	1,009	48.25%
平成19年	4,607	3,479	75.52%	1,851	40.18%
平成20年	6,261	4,654	74.33%	2,065	32.98%
平成21年	7,392	5,055	68.38%	2,043	27.64%
平成22年	8,163	5,773	70.72%	2,074	25.41%
平成23年	8,765	5,654	64.51%	2,063	23.54%
平成24年	8,387	5,339	63.66%	2,102	25.06%
平成25年	7,653	5,259	74.21%	2,049	26.77%
平成26年	8,015	5,080	63.38%	1,810	22.58%
平成27年	8,016	5,308	66.21%	1,850	23.07%

第2章 選択科目紹介

第1節 選択科目間比較

●平成27年 司法試験

	倒産法	租税法	経済法	知的財産法	労働法	環境法	国際関係法 (公法系)	国際関係法 (私法系)
出願者	1,707人 (19.0%)	623人 (6.9%)	996人 (11.1%)	1,193人 (13.3%)	2,614人 (29.1%)	584人 (6.5%)	137人 (1.5%)	1,103人 (12.3%)
受験者	1,519人 (19.1%)	531人 (6.7%)	887人 (11.2%)	1,060人 (13.4%)	2,309人 (29.1%)	552人 (6.6%)	124人 (1.6%)	985人 (12.4%)
合格者	388人 (20.9%)	115人 (6.2%)	222人 (12.0%)	225人 (12.1%)	579人 (31.3%)	82人 (4.4%)	17人 (0.9%)	222人 (12.0%)
合格率	25.1%	23.1%	21.9%	21.1%	23.4%	20.1%	11.2%	21.1%



第2節 選択科目の選び方

1 勉強に自信がない人の選び方

チェックポイント④ 試験に合格しやすいかどうか

考慮要素 ①科目自体の特性として勉強しやすいかどうか

視点⑦暗記量の多さ

⇒現場思考型の出題が多いと暗記量は少ない

①範囲の広さ

⇒出題範囲が必修7科目と重複していれば、勉強量は減る

⑤受験者の多さ

⇒受験者が多いと、対策本や周囲の人から情報を入手しやすい

②自分にとって勉強しやすいかどうか

視点⑦自分の経験

⇒法学部時代に講義をとっていたか

①先輩・友人による手助けの有無

⇒先輩がノウハウを教えてくれるか、友人とゼミを組めるか

⑤好き嫌い

⇒その科目に興味を持てるか

③ロースクールでのカリキュラムが充実しているかどうか

視点⑦単位数が多いか

⇒講義だけでなく、演習形式の授業はあるか

①有力な先生（教え方がうまい先生）が在籍しているか

⇒講義が司法試験に直結するか、いつでも質問できるか

2 勉強に自信がある人の選び方

チェックポイント④モチベーションの維持・向上につながるかどうか

考慮要素 ①その分野に興味があるか

②実務に役立つか

※要は、勉強に自信があるのならどの科目を選んでも結果は出せるので、なるべく勉強時間を稼げるように、モチベーションを維持・向上できるかどうかで選べばOK

3 選択科目を選ぶ時期

ロースクールの最終学年になる前の春休みまで（受験の約1年前）に決めればOK
春休み中にある程度まで勉強していれば、春学期から授業を積極的に活用して勉強することができるからです。

また、必修7科目の基礎をしっかりと固めることが、選択科目の勉強につながるため、あまり早い時期から選択科目に手を出す必要はありません。

第3節 倒産法

1 基本情報

倒産法は、破産法（清算・管理型）と民事再生法（再生・DIP型）から出題される。破産をしっかりと勉強してから、民事再生を破産との違いを意識しながら勉強することが効率的な勉強方法といえる。

倒産法は勉強する分量が多いと思っている人が多いが、制度は合理性を追求しているため、理解しやすく、民法等の知識を前提にすれば、覚えることはかなり少ない。

2 特徴

メリット	デメリット
①民事法（民法，商法，会社法，民事保全法，民事執行法）の勉強をすることになるので，民事法全体の理解ができる。	①倒産法選択者は，平均的な受験生よりレベルの高い人が多い。 (倒産法選択者の合格率が1番高い)
②法改正により，定義条文ができたので，暗記量が少ない。例えば，目次が手続き通りなので，手続きを暗記しなくていい。	②民事系の理解が前提になるので，民事系が苦手な人は，理解に時間がかかる。
③倒産法は，実務で必須の知識であり，受験生の数が多いから，他の科目に比べて基本書・演習書が充実している。	

3 教科書紹介

基本書	伊藤眞『破産法・民事再生法』，山本和彦ほか『倒産法概説』 山本和彦『倒産処理法入門』，松下淳一『民事再生法入門』
判例集	『倒産判例百選』，瀬戸英雄・山本和彦『倒産判例インデックス』
演習書	山本和彦ほか『倒産法演習ノート』，辰巳『えんしゅう本（2）倒産法』 加藤哲夫他『ロースクール演習 倒産法』

4 学習のポイント

- ① 倒産法では，手続開始決定前と後で法律関係が大きく異なるので，時系列を必ず書き，決定前か決定後なのかを必ず把握すること。また，近年では重要判例が問われている傾向にあるので，判例集を読むことが必要である。
- ② 再現答案を分析していると，内容的には同じようなことを書いていても，原理原則から書いている答案とそうでない答案で点数に差がついている。原理原則をしっかり書けるようにインプットすること。
- ③ 勉強の効率性を高めるために，入門書を読んだ後すぐに過去問を読んで，科目の特性と書き方を身につけること。過去問分析と再現答案の分析を最優先にする必要がある。

第4節 租税法

1 基本情報

所得税法，法人税法，国税通則法が出題範囲だが，8割方が所得税法からの出題である。法人税法は所得税法と関連する範囲で出題するとされているので，必要とする条文はその範囲に限られる。なお，国税通則法は試験対策を怠りがちだが，過去に出題もあるので注意すること。

2 特徴

メリット	デメリット
①民法や商法上の行為で経済的利益が生じた際に所得税を課税するということが多いため，これらの科目の理解とリンクさせて勉強できる。	①市販の演習書が不足しているため，アウトプットをする機会が少ない。 ※関大ローでは，元氏先生の租税法の講義で演習を行っているので，積極的に受講すべき。
②租税法主義の観点から，基本的には条文にすべてが書いてあり，常に条文からスタートするという姿勢を守りやすい。	②条文構造が複雑で分かりにくい（一つの条文でカッコ書きが5つも6つも出てくる），根気よく条文と向きあう必要がある（もっともこれを苦痛に感じるのなら，即司法試験から撤退すべし）。

3 教科書紹介

基本書	佐藤英明『スタンダード所得税法』，谷口勢津夫『税法基本講義』
判例集	『租税判例百選』，金子宏ほか『ケースブック租税法』
演習書	中村芳昭ほか『演習ノート租税法』，岡村忠生ほか『租税法演習ノート』

4 租税法のウワサ ～ホント？ウソ？～

ウワサ① 租税法って問題のレベルが低いわって聞くけどホント??

→新司法試験が始まったころの問題は文章も短く，設問もシンプルで易しい問題もあったが，近年は長文化・難化の傾向にある。

ウワサ② 租税法って勉強する範囲が狭くて楽ってホント??

→範囲が広いと言われる労働法に比べると狭いといえるかもしれませんが。百選の掲載判例も半分近くは試験範囲外です。

ウワサ③ 租税法選択者は少なく，レベルも低いから狙い目らしいってホント??

→租税法に力を入れているロースクールは演習科目も充実しています（関大ローの労働法くらいの充実度）。これに対して関大ローは2コマしかなく演習量が圧倒的に不足しがちです。関大ローの学生のほうがさらにレベルが低いと言えるため，楽をしたいという安易な発想で飛びつくのは止めましょう。

第5節 経済法

1 基本情報

出題範囲は①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律②入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律③下請代金支払遅延等防止法④不当景品類及び不当表示防止法⑤不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）である。基本的に設問1は「不当な取引制限・私的独占」、設問2は「不正な取引方法」に関することが問われる。勉強は、独占禁止法がメインになる。

独占禁止法の勉強は、刑法の勉強に類似しているため、刑法が得意な人にはおすすめ。大型経済犯罪は、検察官が捜査するため、検察官を志望する人にはおすすめの科目。

2 特徴

メリット	デメリット
①条文数が少なく、暗記するものも少ない。体系がしっかりしているため、理解もしやすい。	①事実認定の仕方等、考え方のコツをつかまない限り、点数はなかなか伸びない。高得点の合格者に指導してもらうことが近道。
②答案スタイルも刑法と同じなので、答案スタイルで悩まない。	②選択者が労働・倒産と比べて少ないので、ゼミを組みづらい。
③出題傾向が安定しており、対策を立てやすい。	③演習書等が少ない。

3 教科書紹介

基本書	泉水文雄ほか『経済法（LEGAL QUEST）』，川濱昇ほか『ベーシック経済法』 金井貴嗣『独占禁止法』
判例集	『経済法判例・審決百選』，宮井雅明『ケースブック独占禁止法』
演習書	公正取引委員会のHPに掲載されている相談事例

4 学習のポイント

- ① 行為要件の検討→効果要件の検討→適法か違法か，という流れが，思考過程を身に付ける。
- ② 効果要件は，条文ごとに市場に与える影響を意識して準備しておく。
- ③ 事実認定の仕方等，百選などを利用してしっかり身に付けておく必要がある。

第6節 知的財産法

1 基本情報

学問上、かつて無体財産と称されたように、有体物ではないモノ、観念的なモノの財産的価値を取り扱う分野だが、司法試験選択科目としての「知的財産法」の範囲は、特許法と著作権法である。

特許法は発明、著作権法は著作物がそれぞれテーマだが、どちらも身近に溢れており、(過?)少資源国家ともいえる日本の発展にとって不可欠なことなどから今後も需要の増加する専門分野といえる。

2 特徴

メリット	デメリット
あくまで民事法に属する科目であること、民法709条もしくは415条の中の違法性の検討であることを意識すれば、当然民法の復習になる。	関大ローでは、近年選択者が少ないので、ゼミを組むことが困難であったり、相談相手が少ない。
損害額の認定が困難であることや、企業秘密を扱う訴訟となるのが多いことから、損害算定についての立証緩和規定や通常の審理方法とは異なる規定があり、原則の民訴法や行訴法の復習になることが多い。	

3 教科書紹介

基本書	高林龍『標準特許法』、島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』
判例集	『特許判例百選』、塩月秀平『特許・著作権判例インデックス』
演習書	小泉直樹『知的財産法演習ノート』

4 学習のポイント

特許法

発明について、特許法上の権利の有無やその内容は、出願前後や登録の有無などにより変わります。特許法上のどの過程、状態にあるのかを確認しながら学習し、あるいは問題に取り組みましょう。また、なぜ当該段階(例えば出願後特許登録前の段階)での特許法上の保護範囲がそのようになるのか、などについて条文を意識しながら学習すれば、自然と発明の保護と産業の発展との調和という制度理念に立ち返った学習につながり、司法試験などで未知の問題を見ても、取っ掛りが見つかるようになるはずです。

著作権法

様々な著作権の態様があり、一見ややこしいです。複製や翻案など、当該権利が保護する内容を意識して学習しましょう。ある表現行為が著作権法上のどの保護態様を侵害するのか、という出発点を見定め誤ると、対応する権利制限規定を誤ってしまいます。試験では表現行為、侵害行為が多数にのぼる問題が出題されます。各権利規定にはどのような制限規定があるか、その制限規定には例外規定があるか、どのような例外規定か、という点を日頃からセットで学習するべきです。

第7節 労働法

1 基本情報

個別的労働関係法（労働基準法，労働契約法）及び集団的労働関係法（労働組合法）に大別され，それぞれから1問ずつ出題される。

労働法は，暗記事項が多いため，暗記が得意で，こつこつやるタイプの人にはおすすめである。他方，勉強量が少ない人は，他の受験者に差をつけられるおそれがあるため，あまりおすすめできない。

労働契約の場面では民法の知識が必要である。したがって，得意科目が民法であるという方々にはおすすめの選択科目といえる。

2 特徴

メリット	デメリット
①選択者数が多いため，市販の参考書が豊富で学習がしやすい。	①範囲が広く，暗記すべき事項が多い。判例の理由づけと規範を暗記していなければ，問題を解けないことが最大の短所といえる。
②関大ローでの教育カリキュラムが充実している。講義では，問題演習も扱ってくれる。	②選択者数が多いため，競争率が高い。
③民法の特別法であるため，民法の理解がより深まる。	③試験問題が長い。 →規範に対応する具体的事実が的確に拾えているかについても問われているため。
④現場思考というより，事前準備が功を奏することが多い科目。	
⑤事例へのあてはめが得意な人は点数を稼ぎやすい。	

3 教科書紹介

基本書	水町勇一郎『労働法』，土田道夫『基本講義労働法』，菅野和夫『労働法』
判例集	『労働判例百選』，大内伸哉『最新重要判例200労働法』
演習書	水町勇一郎・緒方桂子『事例演習労働法』

4 学習のポイント

- ① 範囲は広いが，市販の参考書が充実しているため，効率よく勉強すれば，負担はそれほど大きくない。
- ② 判例の規範が重要であり，覚えるべき量が多いので，あらかじめ論証を作成し，定期的に暗記する必要がある。

第8節 環境法

1 基本情報

出題法令は、環境基本法を始めとする行政法の個別法10法が範囲である。出題法令は多いが、条文の解釈論等はあまり要求されず、勉強量は少なくて済む。

出題傾向としては、①政策型と②訴訟型の2種類が毎年出題される。①は与えられた資料に基づいた現場思考型の問題で、②は民法や行政法の知識を使った事例問題である。

2 特徴

メリット	デメリット
①記憶すべき知識の量が少ない (相対的に勉強量が少なくて済む)	①現場思考的 (捉えようによってはメリット)
②民法・行政法(特に行政法)と出題範囲が大幅に重なるため、これら2法に強くなる。	②選択者数の少なさゆえ勉強方法が分かりにくい(対策本が少ないorない?)
	③法改正が多く、マメにフォローする必要(比較的新しい改正法が出題されることも)

3 教科書紹介

基本書	北村喜宣『環境法』, 大塚直『環境法』
判例集	『環境法判例百選』
演習書	大塚直・北村喜宣『環境法ケースブック』

4 学習のポイント

①まずは過去問分析

どの科目においても同じだが、司法試験の勉強をするには、まず、どのような問題が出題されているのかを把握する必要がある。特に、環境法は、予備校等の対策本がほとんどなく、過去問(問題・出題の趣旨・採点実感等)を分析する以外に傾向を知る手段はない。

②出題傾向とその対策

- 政策型**
- ⑦出題法令10法制定の理由(法律を制定・改正するに至った背景等)を問う問題
⇒基本書等を利用して10法の制度趣旨を理解・暗記すること
 - ⑧10法の現在の問題点とその解決策を問う問題
⇒環境法の基本原則(4つ程度)を理解・暗記すること
- 訴訟型**
- ⑦民事訴訟型 ⇒共同不法行為・差止訴訟・仮処分等につき、環境法独自の視点から論じられるようにすること
 - ⑧行政訴訟型 ⇒処分性・原告適格・国家賠償等の行政法の勉強をすること
 - ⑨行政庁側の措置型 ⇒基本書・六法を使用して10法の条文に慣れておくこと

第9節 国際関係法(公法系)

1 基本情報

出題範囲は1 国際連合憲章, 2 国際司法裁判所規定, 3 外交関係に関するウィーン条約, 4 条約法に関するウィーン条約, ⑤海洋法に関する国際連合条約, ⑥経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際規約, ⑦市民的及び政治的権利に関する国際規約, ⑧難民の地位に関する条約, ⑨難民の地位に関する議定書, ⑩関税及び貿易に関する一般協定である。国際政治や国際情勢などに興味のない人は選択してはならない科目。

例年, [設問1] [設問2] の2問構成の事例形式で, 数問の設問が付される。

2 特徴

メリット	デメリット
①全国で競争相手が少なく, そのレベルも低いため, 努力すれば相対的に高得点を得る可能性が高い。	①予備校本や演習書がほとんどないため, 独学が難しい。また, カリキュラムが充実しているロースクールは珍しい。
②受験者のレベルが低いため, 基本的な論点と判例をマスターすれば十分合格レベルに達する。	②選択者が少ないため, 友人とゼミを組むことが出来ない。また, 優秀な先輩を見つけることも困難。

3 教科書紹介

基本書	杉原高嶺ほか『現代国際法講義』, 小寺彰ほか『講義国際法』
判例集	『国際法判例百選』, 松井芳朗ほか『判例国際法』
演習書	松田幹夫『演習ノート国際関係法「公法系」』

4 学習のポイント

- ① 出題範囲は広いので, やみくもに勉強するのではなく, 教科書を理解することに重点をおく必要がある。
- ② 演習をする機会が不足するので, 予備校の模試などで問題を数多く収集することがおすすめ。
- ③ 国家責任条文は司法試験用六法に掲載されていないため, 必要な条文を条約集で確認しておく必要がある。

第10節 国際関係法(私法系)

1 基本情報

国際私法（財産法・家族法），国際民事訴訟法，国際取引法の分野に分かれる。毎年，第一問は家族法，第二問は財産法から出題されている。

2 特徴

メリット	デメリット
①覚えるべき知識の量が少ない。	①演習書が少ない。
②一度答案の型をマスターしてしまえば，いろいろな問題に対応できる。	②人によって向き不向きが大きく分かれる。
③手薄になりがちな民法家族法の知識が身に付く。	③選択者が少ないのでゼミを組みにくい。
④関西大学ロースクールでは，国際私法，国際取引法等の講義が充実している。	

3 教科書紹介

基本書	松岡博『国際関係私法入門』，澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門』 伊藤塾『国際私法』
判例集	『国際私法判例百選』
演習書	野村美明『ケースで学ぶ国際私法』

4 学習のポイント

- ① 法の適用に関する通則法の勉強が中心。条文の趣旨をおさえ，答案に書けるようにすることが不可欠である。
- ② 自説だけでなく，反対説も勉強した方が良い。反対説の理由・結論を示した上でそれを批判し自説を書いた答案と，自説のみを書いた答案では，点数に差が付く。
- ③ 国際民事訴訟法の分野では管轄，国際取引法の分野ではC I S Gがよく出題されており，重要である。もっとも，それ以外（c f. 国際民事訴訟法では送達，訴訟能力等，国際取引法ではインコタームズ，信用状取引等）についても，過去に出題されたものもあり，今後も出題されないとは限らないので，一通り勉強しておくべきである。メリハリが大事。
- ④ 学説の対立が多く，学者でも解決できていない問題が多い科目なので，深く考え過ぎず，「ここは覚えるしかない」と割り切ることも重要である。